

児童発達支援管理責任者の実務経験

参考資料3

業務の範囲		児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
<p style="font-size: small;">障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p style="text-align: center;">①相談支援業務</p> <p style="font-size: x-small;">自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p>	<p>施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p> <p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者</p> <p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <p style="color: red;">学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <p style="color: red;">乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	<p style="text-align: center;">5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p style="text-align: center;">②直接支援業務</p> <p style="font-size: x-small;">入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導</p>	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p style="color: red;">学校に従事する者</p> <p style="color: red;">児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	<p style="text-align: center;">10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p style="text-align: center;">③有資格者等</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者</p>	<p style="text-align: center;">5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
		<p style="text-align: center;">B</p> <p>上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	<p style="color: red; font-size: x-small;">老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上</p>

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。